

信濃町議会議長交際費支出基準及び公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この基準は、信濃町議会議長（以下「議長」という。）が、議会を代表して行う交際に要する経費（以下「交際費」という。）の支出及び公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(議長交際費の支出)

第2条 議長は、町議会の運営及び町政にとって有益と認めるもの及び交際上必要と認めるものについて、予算の範囲内で議長交際費を支出する。

(責務)

第3条 交際費の支出にあたっては、支出内容や相手方が社会通念上妥当と認められる範囲で、かつ、支出金額が必要最小限の金額となるよう努めなければならない。

(支出区分及び支出金額等)

第4条 交際費の支出区分、支出の内容及び支出金額等は次に定めるとおりとする。

支出区分	経費の内容	支出金額等
慶 祝	受賞祝、落成祝、就任祝、祝賀式、大会行事、記念行事等の祝儀等に係る経費	10,000円を限度とする。ただし、会費等の定めあるときは会費等の額。
会 費	各種団体等が主催する総会、新年会、懇親会、交換会等への出席に係る経費	10,000円を限度とする。ただし、会費等の定めあるときは会費等の額。
そ の 他	賛助金、賞品代、その他公務・交際上必要とする物資及び賄い等に係る経費	議長が認める必要最小限の額。

2 前項に定めるもののほか、交際上、議長が特に支出する必要があると認めるものについては、社会通念上妥当と認められる範囲内で支出できるものとする。

(公開)

第5条 この基準に基づく交際費の支出状況は、次に掲げる事項を記載し、当該当月分を翌月中に町のホームページに掲載するものとする。ただし、公開する内容に交際費支出相手方のプライバシーに関する情報については、この限りでない。

- (1) 支出年月日
- (2) 支出内容
- (3) 支出先
- (4) 支出金額

(基準の見直し)

第6条 この基準は、社会経済情勢の変化等に応じて適宜見直しを行うものとする。

附 則

この要綱は公布の日から施行する。